日常生活品費（お小遣い）の病院管理契約について

閉鎖病棟や病状によっては、患者様ご自身で現金を持つことができません。

しかし、入院生活においてまったくお金がなければ、急に身の回りの物が必要になっても買うことができないので不便なことがあるかもしれません。

そのため、当院では日常生活品費（お小遣い）の病院管理契約を行っております。

日常生活品費（お小遣い）の病院管理契約は任意です。

契約することも、契約しないこともできます。また、入院中に契約・解約したり、再契約することもできます。

この契約はお預かりしたお金を患者様名義の銀行口座へ入金し、買い物をされたら患者様名義の銀行口座から引き出して売店等へ支払うといった、金銭の出納管理をします。

1. 日常生活品費（お小遣い）の病院管理は、契約していただいた患者様が対象です。
2. 契約していただくと、患者様のお名前で、病院の印鑑を使って、三十三銀行に口座を開設します。口座の開設・閉鎖は病院が行います。

開設時には、患者様の身分証明証が必要となります。※(別紙2)参照

1. 総合案内で口座への入金や残高の確認をしていただけます。
2. 管理料として1日150円（一月約4,500円）をお支払いいただきます。

管理料は毎月15日締めで小遣い口座から引き落としになります。

（日付は病院休日や銀行の都合で前後することがあります）

1. 管理料、紙おむつ代金、貸し病衣代金（1日70円、一月約2,100円）、洗濯代金（1日250円、一月約7,500円）、冷蔵庫使用代金（1日30円、一月約900円）、他病院を受診した場合の診療費はお小遣い口座からお支払いいただきます。
2. 初回の入金は２万円以上入金してください。病院で紙おむつを購入される場合は２万円以上を加えて入金してください。
3. 残高が不足しないように、残高の確認と入金をお願いします。
4. 契約･解約等の手続きは平日の時間内（8:30～16:30）にお願いします。

診療費についてのお問い合わせは、へお願いします。

〒５１０－０２２６

三重県鈴鹿市岸岡町５９８－２

三重県厚生農業協同組合連合会

鈴鹿厚生病院

電話番号：０５９－３８２－１４０１（代表）

（別紙2）

＊小遣口座の開設にあたって、患者様の身分証明をご持参ください。

（口座の開設・閉鎖は病院が行います）

①　顔写真付きの場合は、次の中から1点

　　・マイナンバーカード

・運転免許証（運転経歴証明書）

　　・療育手帳

　　・精神障害者手帳

　　・住基カード

　　・パスポート

　　・在留カード（外国籍のある方、必須）

②　顔写真がない場合は、健康保険証（生活保護証明書）と

もう1点

・健康保険証（生活保護証明書）

　　　　＋

　　・年金手帳（住所が印字されているもの。手書き不可）

　　・介護保険証 もしくは、介護保険負担割合証

　　・顔写真なしの 精神障害者手帳

　　・住民票

注）

・有効期限のあるものは、その期限内

・2点確認の場合、2点とも同住所のもの